

給付種目	標準単価 円	給付対象者	性能等	耐用 年数	
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	154,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の者、法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者(以下「難病患者」という。)等で寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	19,600	下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。)、難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	褥瘡(じよくそう)の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器	67,000	下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。)、難病患者等で自力で排尿ができないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	15,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)、難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	移動用リフト	159,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の者、難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	介護者が障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす (児のみ)	33,100	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年
	訓練用ベッド	159,200	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって原則として学齡児以上のもの若しくは難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	8年

給付種目		標準単価 円	給付対象者	性能等	耐用 年数
自立生活 支援 用具	入浴補助用具		90,000 下肢又は体幹機能障害者、 難病患者等で入浴に介助を 必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、 浴槽への入水等を補助でき、 障害者又は介助者が容易に 使用し得るもの。ただし、設置 に当たり住宅改修を伴うもの を除く。	8年
	便器	便器	4,450 下肢又は体幹機能障害2級 以上の者、難病患者等(常時 介護を要する者)	障害者が容易に使用し得るもの (手すりを付けることができる。) 。ただし、取り替えに当たり 住宅改修を伴うものを除く。	8年
		手すり	5,400		
	T字状・ 棒状のつえ		3,300 平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能に障害を有し、つえ (1本杖)の使用により歩行機能 が補完される者	歩行時に身体を支え、安定さ せられるもの	3年
	移動・移乗 支援用具		60,000 平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能に障害を有し家庭 内の移動等において介助を 必要とする者、難病患者等で 下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有 する手すり、スロープ等である こと。 ア 障害者の身体機能の状態 を十分に踏まえたものであつ て、必要な強度と安定性を有 するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作 の補助、移乗動作の補助、段 差解消等の用具とする。ただ し、設置に当たり住宅改修を 伴うものを除く。	8年
	頭部保護帽	オー ダーメ イド	36,750 重度身体障害者(児)で平衡 機能又は下肢若しくは体幹 機能に障害を有し立位又は 歩行が不安定で頻繁に転倒 する者、知的障害者(児)若 しくは精神障害者保健福祉手 帳の交付を受けている者で あって、てんかん発作等によ り頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護で きるもの。転倒の際に頭部を 保護するためのヘルメット型 の用具で、スポンジや革を主材 料にして作成されたもの	3年
		既製品	12,160 平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能に障害を有し立位 又は歩行が不安定で頻繁に 転倒する者、知的障害者 (児)又は精神障害者保健福 祉手帳の交付を受けている 者であつて、てんかん発作等 により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護で きるもの。転倒の際に頭部を 保護するためのヘルメット型 の用具で、スポンジや革を主材 料にして作成されたもの	3年
	特殊便器		151,200 上肢障害2級以上の者、難病 患者等で上肢に障害のある もの	足踏ペダルにて温水温風を出 し得るもの。ただし、取替えに 当たり住宅改修を伴うものを 除く。	8年
火災警報器		15,500 障害等級2級以上(火災発生 の感知及び避難が著しく困難 な障害者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により 感知し、音又は光を発し屋外 にも警報ブザーで知らせ得る もの	8年	

自動消火器	28,700	障害等級2級以上の者又は難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
電磁調理器	41,000	視覚障害2級以上の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	聴覚障害2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年

給付種目	標準単価 円	給付対象者	性能等	耐用 年数	
在宅療 養等支 援用具	透析液加温器	51,500	腎臓機能障害3級以上の者 で自己連続携帯式腹膜灌流 法(CAPD)による透析療法を 行うもの	透析液を加温し、一定温度に 保つもの	5年
	ネブライザー (吸入器)	36,000	呼吸器機能障害3級以上又 は同程度の身体障害者若し くは難病患者等で呼吸器機 能に障害のある者であって、 必要と認められるもの	障害者又は介護者が容易に 使用し得るもの	5年
	電気式 たん吸引器	56,400	呼吸器機能障害3級以上又 は同程度の身体障害者若し くは難病患者等で呼吸器機 能に障害のある者であって、 必要と認められるもの	障害者又は介護者が容易に 使用し得るもの	5年
	足踏み式・手動式た ん吸引器	12,000	呼吸器機能障害3級以上又 は同程度の身体障害者若し くは難病患者等で呼吸器機 能に障害のある者であって、 必要と認められるもの	障害者又は介護者が容易に 使用し得るもの	5年
	酸素ボンベ運搬車	17,000	医療保険における在宅酸素 療法を行う者	障害者が容易に使用し得るも の	10年
	視覚障害者用 体温計(音声式)	9,000	視覚障害2級以上の者(視覚 障害者のみの世帯及びこれ に準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得 るもの	5年
	視覚障害者用 体重計	18,000	視覚障害2級以上の者(視覚 障害者のみの世帯及びこれ に準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得 るもの	5年
	動脈血中酸素飽和 度測定器(パルスオ キシメーター)	157,500	呼吸器機能障害3級以上又 は同程度の障害者で、在宅 酸素療法を行う方や人工呼 吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリ ングすることが可能な機能を 有し、障害者が容易に使用し 得るもの	5年

給付種目		標準単価 円	給付対象者	性能等	耐用 年数	
情報・ 意思疎 通支援 用具	携帯用会話 補助装置	98,800	音声機能若しくは言語機能 障害者又は肢体不自由者で あって、発声・発語に著しい 障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は 文章に変換する機能を有し、 障害者が容易に使用し得るも の	5年	
	情報通信支援用具	100,000	視覚障害2級以上又は上肢 機能障害2級以上の身体障 害者であって、アプリケーシ ョンソフトや入力サポート機器 を使用しなければパソコンの 操作が困難なもの	障害者向けのパーソナルコン ピュータ周辺機器及びアプリ ケーションソフト 視覚障害者：画面拡大ソフト、 画面音声化ソフト等 上肢機能障害者：インテリ キー、ジョイスティック等	5年	
	点字ディスプレイ	383,500	視覚障害2級以上の身体障 害者であって、必要と認めら れるもの	文字等のコンピュータの画面 情報を点字等により示すこと のできるもの	6年	
	点字器	標準型	10,400	視覚障害者	点字を打つための用具(点筆 含む。)で視覚障害者が容易 に使用し得るもの	7年
		携帯用	7,200	視覚障害者	点字を打つための用具(点筆 含む。)で視覚障害者が容易 に使用し得るもの(携帯型)	5年
	点字タイプライター	63,100	視覚障害2級以上の者(本人 が就労若しくは就学している か又は就労が見込まれる者 に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得 るもの	5年	
	視覚障害者 用ポータブ ルレコー ダー	録音再 生機	89,800	視覚障害2級以上の者	録音再生機について は、音声等により操作ボタン が知覚又は認識でき、かつ、 DAISY方式による録音並びに 当該方式により記録された図 書の再生が可能な製品であっ て、視覚障害者が容易に使用 し得るもの	6年
		再生専 用機	35,000	視覚障害2級以上の者	再生専用機については、音声 等により操作ボタンが知覚又 は認識でき、かつ、DAISY方 式により記録された図書の再 生が可能な製品であって、視 覚障害者が容易に使用し得る もの	6年
	視覚障害者用 活字文書読上げ 装置	115,000	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載 された当該文字情報を暗号化 した情報を読み取り、音声信 号に変換して出力する機能を 有するもので、視覚障害者が 容易に使用し得るもの	6年	
視覚障害者用 拡大読書器	198,000	視覚障害者であって、本装置 により文字等を読むことが可 能になるもの	画像入力装置を読みたいもの (印刷物等)の上に置くことで、 簡単に拡大された画像(文字 等)をモニターに映し出せるも の	8年		

暗所視支援眼鏡	198,000	視覚障害者であって、網膜色素変性症等の網膜の異常により視力が著しく低下しているもの	装着することにより、暗所や夜間の環境下において視野を確保できるもの	8年	
視覚障害者用時計	13,300	視覚障害2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	
聴覚障害者用通信装置	71,000	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	
人工喉頭	笛式	5,000	喉頭摘出者	喉頭を摘出したことにより、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具 笛式は、気管孔からの呼気で笛(ゴム弁)をふるわせ、その音を口内に導いて共鳴させ会話する装置	4年
	電動式	70,500	喉頭摘出者	喉頭を摘出したことにより、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具 電動式は、電気的に作られた振動音をのどに当てて空気の振動として伝えて会話する装置	5年
点字図書	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	—	

給付種目		標準単価 円	給付対象者	性能等	耐用 年数	
排泄管 理支援 用具	ストマ装具 (2カ月分)	消化器 系	18,400	腹部に人工肛門を造設した 者	腹部に人工肛門を造設した者 が身体に装着して排泄物を溜 める用具、その他必要と認め られるストマ装具用附属品	—
		尿路系	24,200	腹部に人工膀胱を造設した 者	腹部に人工膀胱を造設した者 が身体に装着して排泄物を溜 める用具、その他必要と認め られるストマ装具用附属品	—
	紙おむつ等(紙おむ つ、洗腸用具、サラ シ、ガーゼ等衛生用 品)(2カ月分)		24,000	次のいずれかに該当する者 ア 治療によって軽快の見込 のないストマ周辺の著しい皮 膚のびらん、ストマの変形の ためストマ用具を装着するこ とができない者及び先天性疾 患(先天性鎖肛を除く。)に起 因する神経障害による高度 の排尿機能障害又は高度の 排便機能障害のある者で、 紙おむつ等の用具類を必要 とするもの イ 脳性麻痺等脳原性運動 機能障害により、排尿又は排 便の意思表示が困難な者、 紙おむつ等の用具類を必要 とする者	ストマ用装具に代えて支給す るもの (支給対象品目) ①紙おむつ ②サラシ、ガーゼ、脱脂綿 ③洗腸用具	—
	収尿器	8,500	身体障害者であって、排尿障 害(特に失禁のある場合)によ り、収尿器を必要とするもの	採尿器とストマ装具(尿路系) で構成され身体に固定して尿 を溜めておく用具	1年	

給付種目		標準単価 円	給付対象者	性能等	耐用 年数
住宅改 修費	居宅生活動作 補助用具	200,000	下肢、体幹機能障害又は乳 幼児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障害(移 動機能障害に限る。)を有す る者であつて障害等級3級以 上の者(ただし、特殊便器へ の取替えをする場合は、上肢 障害2級以上の者)、若しくは 難病患者等で下肢又は体幹 機能に障害のある者	障害者の移動等を円滑にする 用具で設置に小規模な住宅改 修を伴うもの	—